

看護師の特定行為に係る 研修機関支援事業

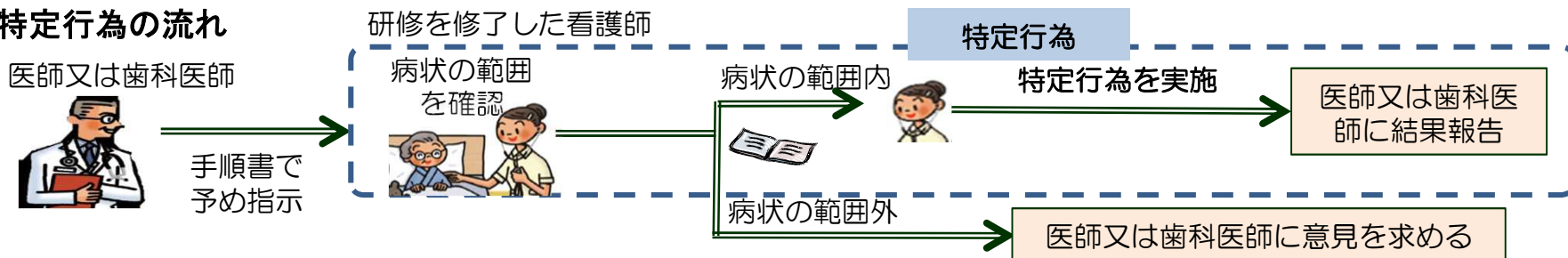
特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

○2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。

○このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

2. 特定行為の流れ



3. 制度の意義

①見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき看護師が行う特定行為（診療の補助）の明確化

②身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識を身につけた看護師の育成

③見極める

研修を修了した看護師が患者の状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能。

研修後に活躍する、修了者の声

看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解できるようになりました。疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになったりして、よりよいケアが提供できるようになったと感じています。

クリニックの医師の声

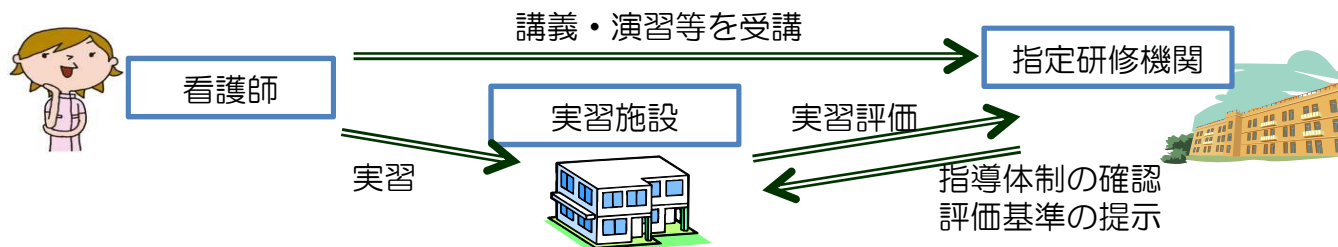
在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できると思っています。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れることができるため、より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと思います。

○特定行為研修修了者数：259名（平成28年3月31日現在）

看護師の特定行為研修の概要

研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



研修の内容

- 研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と「区分別科目」に分かれる

「共通科目」

全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

- 共通科目の合計時間数:315時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	45
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	60
医療安全学(講義、演習、実習)	30
特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	315

「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

- 区分ごとに設定された時間数:15~72時間

特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

※全ての科目で、講義・演習・実習又は講義・実習を行う
※1区分ごとに受講可能

(参考) 特定行為研修の実施体制(例)

- 看護師が働きながら研修を受講できるよう、共通科目及び区分別科目の実習を身近な地域で受けられる体制の整備が必要(約300ヶ所を目標)

		パターンⅠ (単独型)	パターンⅡ (実習施設連携型)		パターンⅢ (通信教材活用型)		パターンⅣ (通信教育機関連携型①)			パターンⅤ (通信教育機関連携型②(団体主導型))※2		
		指定研修機関	指定研修機関	協力施設	指定研修機関	協力施設	指定研修機関	協力施設※1	協力施設	指定研修機関		協力施設※1
										団体本部	傘下の施設	
共通科目	講義	○	○		○通信		(指導)	○通信		(指導)	○通信	
	演習	○	○		○通信		(指導)	○通信		(指導)	○通信	
	実習	○	○ 又は ○		○ 又は ○		○		○		○	
区分別科目	講義	○	○		○通信		(指導)	○通信		(指導)	○通信	
	演習	○	○		○通信		(指導)	○通信		(指導)	○通信	
	実習	○		○		○			○		○	
運営・進捗管理		○	○		○		○			○		
修了証交付		○	○		○		○			○		

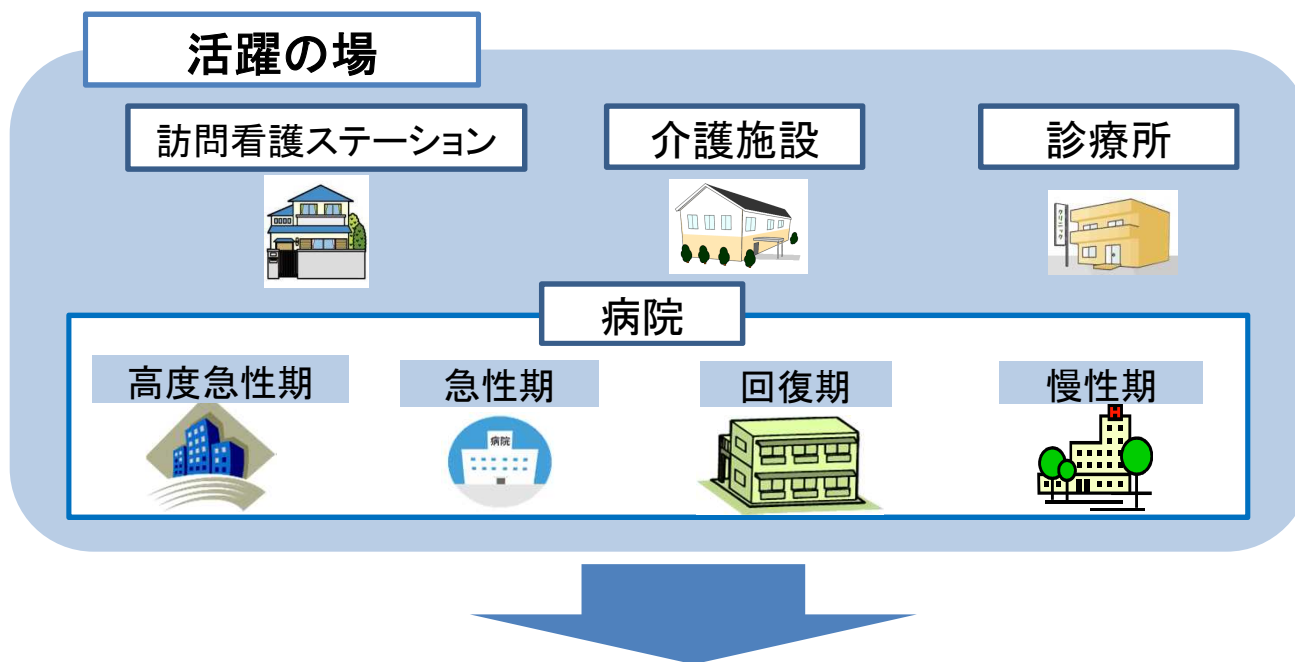
(注) 協力施設とは、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいう。研修の実施にあたっては、指定研修機関に承諾書を提出している。

※1 放送大学等による通信教育を行う施設

※2 独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)等がこれに該当すると想定される

特定行為研修を修了した看護師の活躍のイメージ

- 看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としている。
- 特定行為研修を修了した看護師は、急性期から在宅医療等のさまざまな現場で、患者の状態を見極めて、タイムリーな看護を提供する等の活躍が期待される。

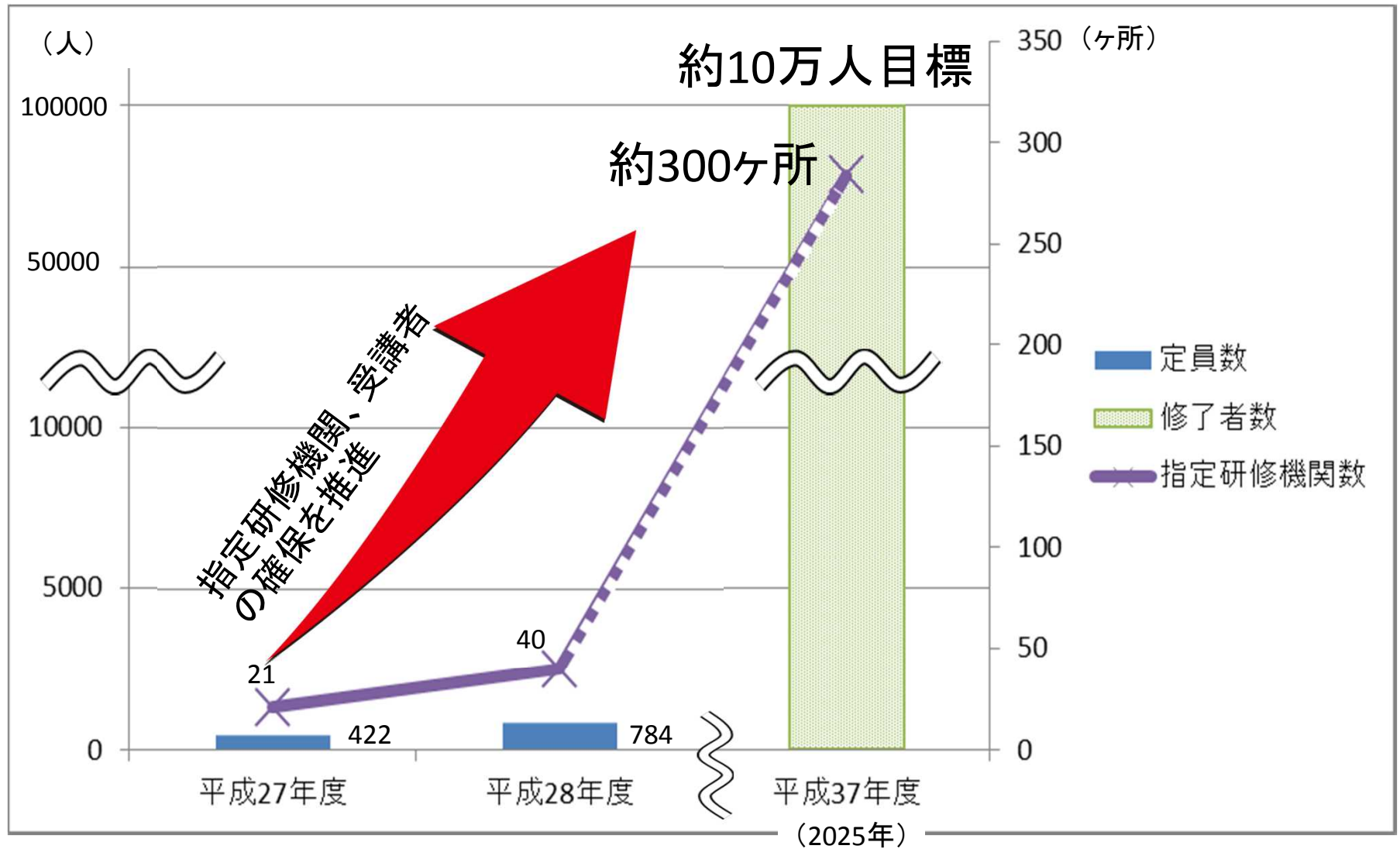


2025年に向けて約10万人以上の養成を目指す

※ 多くの看護師に特定行為研修を受講していただくため、身近な場所で研修を受けられる体制の整備が必要。

(2025年に向けて、二次医療圏に概ね1ヶ所程度(約300ヶ所)の確保を目指していく。)

指定研修機関数及び定員数と目標とする修了者数



「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方 ビジョン検討会 報告書」(抄)(平成29年4月6日)

3. 働き方実態調査の実施と活用

～略～

調査によれば、医師から他職種への分担が可能な5つのタスクは、「医療事務(診断書等の文書作成、予約業務)」、「院内の物品の運搬・補充・患者の検査室等への移送」、「血圧などの基本的なバイタル測定・データ取得」、「医療記録(電子カルテの記録)」、「患者への説明・合意形成」の順で、分担が可能という結果であった。これらのタスクを他職種が分担した場合、50代以下の常勤勤務医がこれらのタスクを行うのに要する労働時間のうち約20%弱を軽減することが可能である。

5. ビジョンの方向性と具体的方策

3 高い生産性と付加価値を生み出す
(具体的なアクション)

①タスク・シフティング／タスク・シェアリングの推進

個々の従事者の業務負担を最適化しつつ、医療の質を確保する方法の一つとして、同じ水準の能力や価値観を共有した上で、医師－医師間で行うグループ診療や、医師－他職種間等で行うタスク・シフティング(業務の移管)／タスク・シェアリング(業務の共同化)を、これまでの「チーム医療」を発展させる形で有効活用すべきである。

1週間の労働時間が週60時間を超える雇用者の割合

すべての雇用者(年間就業日数200日以上・正規職員)について、1週間の労働時間の実績を見ると、60時間を超える者が、雇用者全体の14%となっている。

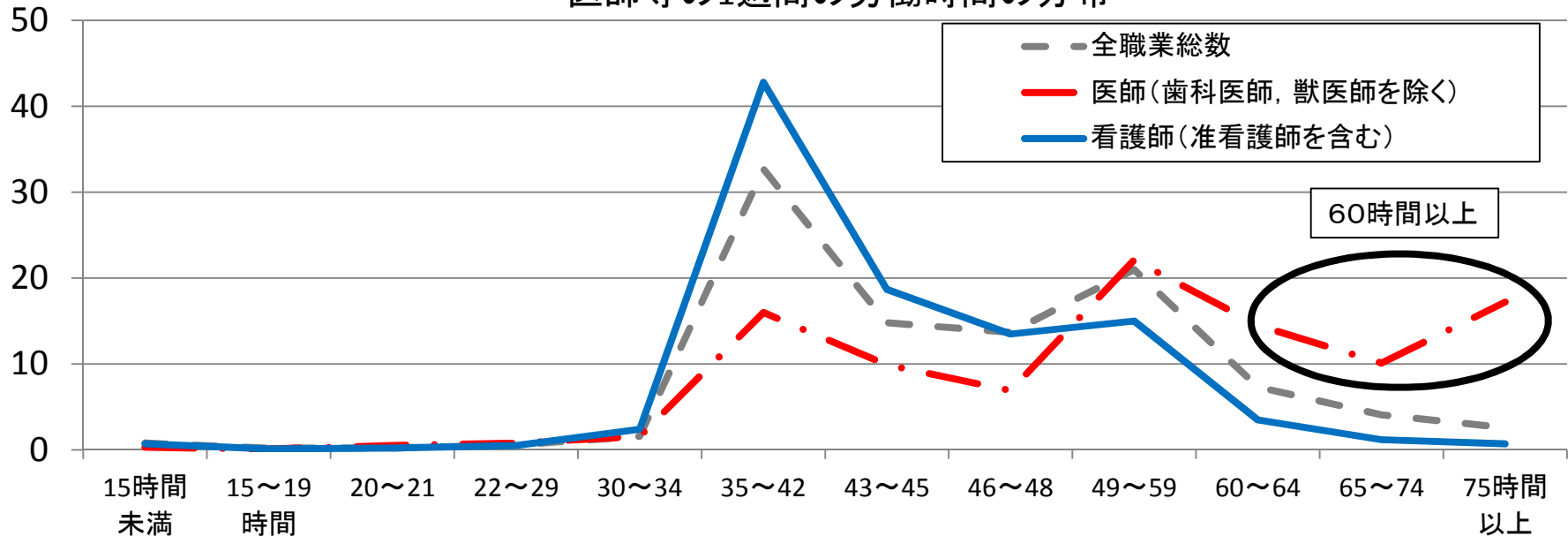
これを職種別に見ると、医師(41.8%)が最も高い割合となっている。(次いで、自動車運転従事者(39.9%))

	計	管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者	研究者	医師(歯科医師、獣医師を除く)	看護師(准看護師を含む)	教員	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	生活衛生サービス職業従事者	飲食物調理従事者	保安職業従事者	農林漁業従事者	生産工程従事者	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	建設・採掘従事者	運搬・清掃・包装等従事者	分類不能の職業
1週間の労働時間が60時間超の雇用者の割合	14.0%	13.3%	13.7%	11.2%	41.8%	5.4%	23.6%	7.1%	20.0%	18.3%	35.1%	34.4%	18.5%	18.7%	10.4%	30.8%	39.9%	16.9%	15.0%	17.2%

(出典)総務省・平成24年就業構造基本調査

(人数構成比、%)

医師等の1週間の労働時間の分布



(出典)総務省・平成24年就業構造基本調査
(年間就業日数200日以上、正規職員)

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の概要

○ 本事業は、特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の指定準備や運営に対する財政支援の実施や普及促進等を実施することにより、特定行為研修を実施する指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の育成を促進することを目的とする。

(1) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

指定研修機関の確保を図るため、カリキュラム準備やシミュレーター購入等、指定研修機関の設置準備に必要な経費について支援を行う。

○ 主な経費

- ・ シミュレーター購入費等指定準備に必要な経費
- ・ カリキュラム・実習要綱等の作成経費（謝金・旅費、会議費、消耗品費等）
- ・ 就労継続型の研修体制構築のための協力施設とのテレビ会議に必要な物品経費、謝金・旅費

○ 基準額 1施設当たり 約4百万円



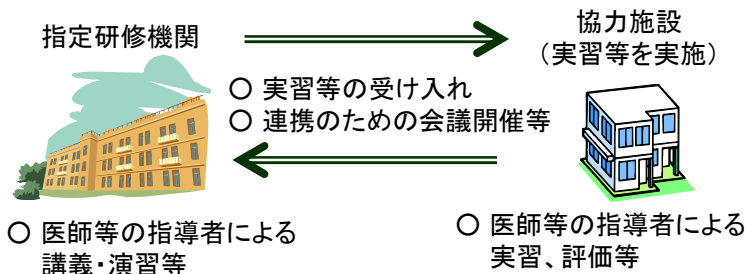
(2) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

指定研修修了看護師の計画的な養成を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導医経費や実習施設謝金等、指定研修機関の運営に必要な経費に対する支援を行う。

○ 主な経費

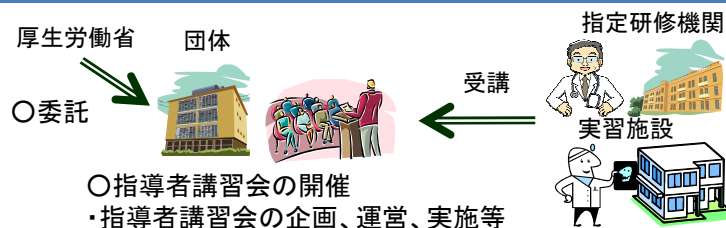
- ・ 指導医の人件費等
- ・ 実習施設(自施設以外)への謝金等
- ・ 訪問看護ステーション等で特定行為研修を実施する場合の指導補助者に対する人件費等

○ 基準額 1施設当たり 約4百万円(ただし、特定行為区分数により増減あり)
(加算を含めると 約6百万円)



(3) 看護師の特定行為研修制度に係る指導者育成事業

特定行為に係る看護師の研修の質の確保を図り、指定研修機関や実習を行う協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者育成のための研修を行う。



(4) 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な推進のため、当該研修制度を国民や医療従事者に向けて周知し、制度の理解促進を図る。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の実施状況①

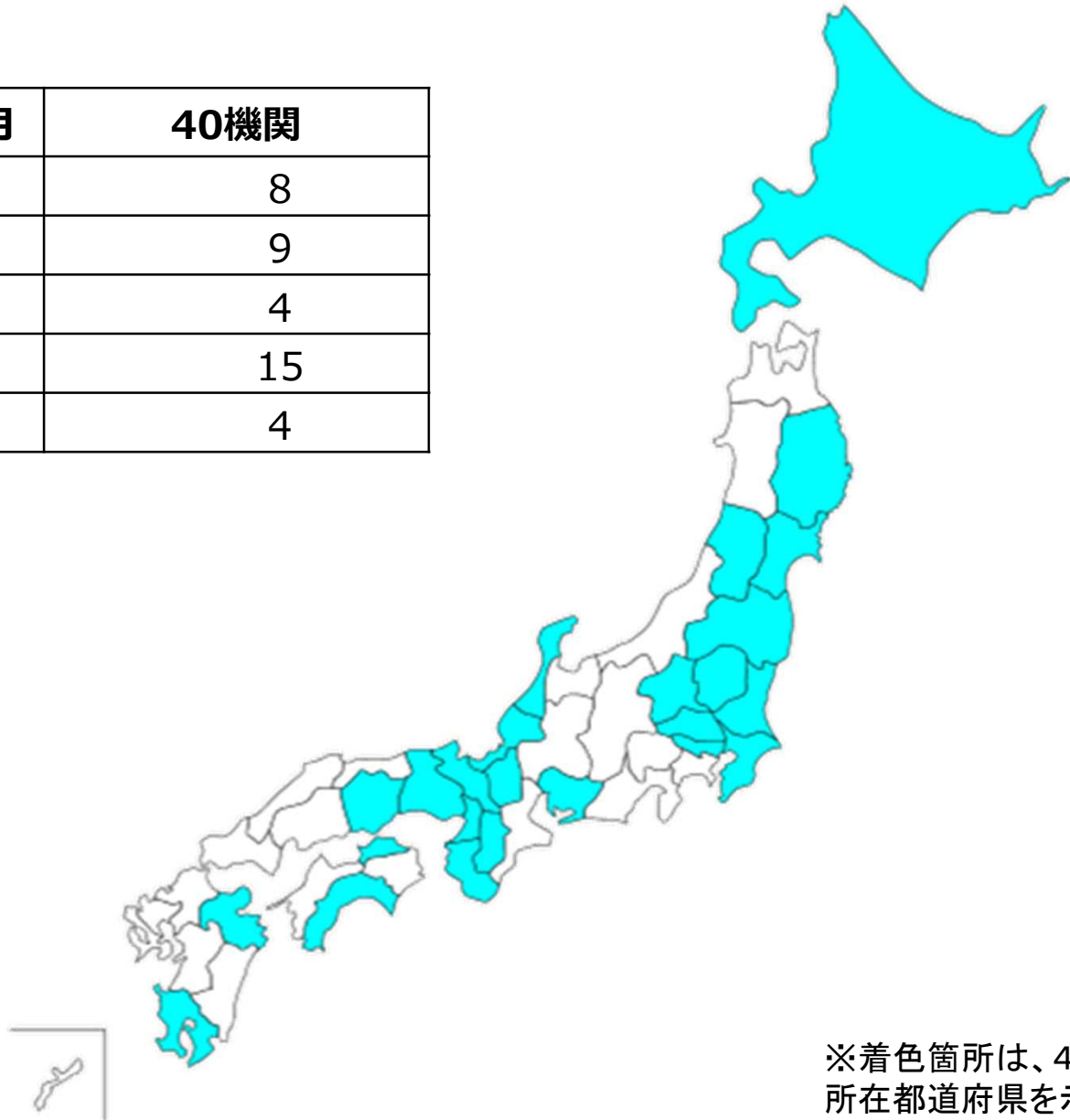
- (1) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業(以下「導入促進支援事業」という。)
- 制度施行が平成27年10月であり、研修実施に向けた準備に時間を要していることや制度の周知が十分ではないことにより、研修機関の指定数が見込みよりも下回った。
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構では、機構内の49病院がそれぞれ指定研修機関として申請を行うことが可能であったが、機構全体を一つの指定研修機関として申請があったことから、1機関分の補助金の交付となった。
- (2) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業(以下「運営事業」という。)
- 導入促進支援事業と同様に、研修機関の指定数が見込みよりも下回った。
 - 指定研修機関のうち、補助対象とならない大学院が多かった(指定研修機関の2割。今後は、大学院の指定申請よりも、一般の病院など補助対象となる機関からの申請数の増加が見込まれる。)

【指定研修機関の指定申請、指定状況及び本事業における補助の状況】

	平成27年度			平成28年度			平成29年度(予定)		
	見込み	補助機関数	補助割合	見込み	補助機関数	補助割合	見込み	補助機関数 (5月時点)	補助割合
(1) 導入促進支援事業	38機関	21機関	55%	38機関	19機関	50%	38機関	17機関 +α	45% +α
(2) 指定研修機関運営事業	25機関	6機関	24%	48機関	18機関	38%	50機関	42機関	84%

(参考) 特定行為研修を行う指定研修機関の状況

平成29年3月	40機関
大学院	8
大学・短大	9
大学病院	4
病院	15
団体	4



※着色箇所は、40機関の所在都道府県を示す。

(参考)指定研修機関一覧

(40機関(2017年3月29日現在))

所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)	所在地	指定研修機関名	特定行為区分数	指定日(変更承認日)
北海道	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1	東京	医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	1区分	2015/10/1		社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	2区分	2017/2/27
宮城	学校法人東北化学学園大学 東北化学学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10		独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27	石川	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4
福島	公益財団法人星総合病院	1区分	2016/2/10		公立能登総合病院	1区分	2017/2/27
	医療法人平心会 須賀川病院	3区分	2016/8/4	福井	学校法人 新田塚学園 福井医療短期大学	2区分	2016/8/4
	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27		学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	10区分	2016/8/4	愛知	学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1		滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	3区分 6区分
群馬	公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院	1区分	2016/8/4	京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	5区分 2区分	2015/10/1 (2017/2/27)
埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	7区分 6区分	2015/10/1 (2016/2/10)		大阪	社会医療法人愛仁会	9区分
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	5区分	2016/2/10	公立大学法人大阪市立大学		5区分	2017/2/27
千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	1区分 2区分	2016/2/10 (2017/2/27)	社会医療法人きつこう会 多根総合病院		4区分	2017/2/27
東京	一般社団法人日本慢性期医療協会	7区分 1区分	2015/10/1 (2017/2/27)	兵庫	学校法人兵庫医科大学 医療人育成センター	8区分	2017/2/27
	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1		奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	7区分
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1	和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分	2017/2/27
	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21区分	2015/10/1	岡山	学校法人 川崎学園	10区分	2017/2/27
	公益社団法人日本看護協会	11区分 3区分	2015/10/1 (2016/8/4)	香川	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分	2017/2/27
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10	高知	社会医療法人 近森会 近森病院	2区分	2016/8/4
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	3区分 2区分	2016/8/4 (2017/2/27)	大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の実施状況②

(3) 看護師の特定行為研修制度に係る指導者育成事業

○ 平成28年度の指導者育成講習会の参加者数は、講習会の実施地域により定員割れがあったことから目標をやや下回ったが、前年度比119%であり、概ね目標は達成している。

(4) 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

○ 制度に関する説明会及びシンポジウム等を予定通り開催。当日の参加者数は予定の9割を超えており、事前登録は定員を上回る申し込みがあった。

【看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施状況】

	平成27年度			平成28年度			平成29年度
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標
研修開催回数	7回	7回	100%	11回	11回	100%	10回
研修参加者数	350人	395人	113%	550人	471人	86%	540人

【特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費における主な取組の実施状況】

	平成27年度			平成28年度		
	予定	実績	達成率	予定	実績	達成率
説明会開催回数	8回	8回	100%	14回	14回	100%
説明会参加者数	1050人	957人	91%	1500人	1451人	97%
シンポジウム開催回数				1回	1回	100%
シンポジウム参加者数				350人	338人	97%

課題：執行率

- 平成26年度看護師の特定行為に係る研修機関支援事業については、特定行為研修制度の創設に向けて予算を確保していたが、省令の施行が平成27年3月となったため、実績がなかった。
- 平成27及び28年度の看護師の特定行為に係る研修機関導入促進事業及び指定研修機関運営事業の執行率が低調となった要因は、
 - ① 研修機関の指定数が目標を下回ったこと
 - ② 指定研修機関のうち、補助対象とならない大学院が多かったこと(指定研修機関の2割。今後は、大学院の指定申請よりも、一般の病院など補助対象となる機関からの申請数の増加が見込まれる。)
 等が考えられる。

【看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の予算額及び執行額】

(百万円)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額 (見込み)	執行率 (見込み)
(1) 導入促進 支援事業	150	75	50%	149	67	45%	149	64 +α	43% +α
(2) 指定研修機関 運営事業	95	14	14%	233	77	33%	254	166	65%
(3) 指導者育成 事業	15	15	100%	22	22	100%	22		
(4) 研修制度普及 促進費	5	4	69%	5	4	87%	5		
合計	266	107	40%	409	169	41%	430		

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業の見直し案

見直しの方向性

- ◆ 本事業は、平成27年10月に施行された特定行為に係る看護師の研修制度を推進するため、
 - ・指定研修機関の確保
 - ・特定行為研修修了看護師の育成を目的に、平成26年度に創設したものの。
- ◆ しかしながら、指定研修機関の確保がこれまで低調であり、指定研修機関の導入促進支援事業及び運営事業に関しては事業創設時から不用が生じている。
- ◆ このため、平成30年度予算要求に向け、指定研修機関の一層の確保を図るため、指定研修機関に係る規定及び本事業の内容の見直しを図る。

具体策

- ◆ 2025年に向け、指定研修機関の飛躍的な増加を図るためには病院団体等への働きかけが不可欠である。このため、病院団体等のニーズや課題を把握・検証し、病院団体等の支援により、傘下の施設が指定研修機関となること等を促進するよう、特定行為研修を行う指定研修機関に係る規定及び本事業の内容の見直しを図る。

(参考) 特定行為区分及び特定行為(21区分38行為)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
	抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整